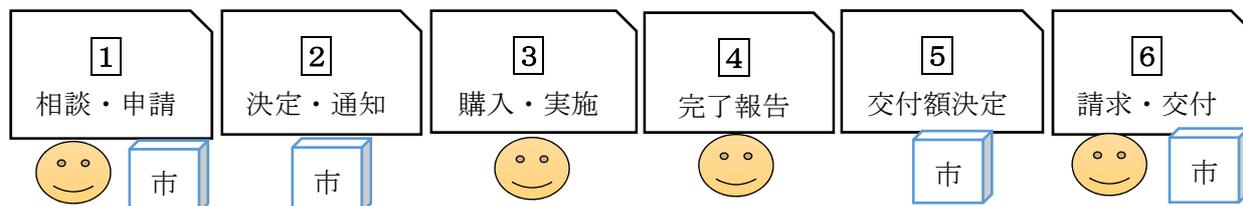


《日光市合理的配慮の提供支援に係る助成制度》

◆制度利用の流れ◆



1 補助金交付申請書の提出依頼・受付

- ・申請書（ホームページからも、ダウンロード可）に必要な書類等を添えて提出。

（必要な添付書類）

コミュニケーションツール作成費 見積書 仕様書

物品購入費 見積書 物品のカタログ等の写し

手話通訳者等派遣 イベント等の開催内容がわかるパンフレット等の写し

2 決定・通知

- ・助成が決まると、市より助成決定通知書が送付されます。（申請から2週間程度）

3 購入・実施

- ・決定通知書が届きましたら、物品の購入や、派遣等を実施してください。

4 完了報告

- ・事業が完了（納品・支払）しましたら、完了報告書に必要な書類等を添えて、ご提出ください。

5 交付額決定

- ・助成金額が決定になりますと、交付額決定通知が送付されます。

6 請求・交付

- ・5の交付額決定通知が届きましたら、請求書をご提出ください。
- ・市より、助成金が交付されます。

◆申請件数等◆

- 申請可能件数は、対象事業ごとに年度内1申請に限ります。
 - ➔ 3事業ありますので、それぞれに年度内1件ずつの申請が可能です
- 1回の申請で、同一物品について複数購入は対象となります。
 - ➔ 例えば、1回の申請で、筆談ボードを3個購入など。

日光市では、障がいを理由とする差別の解消を推進し、

障がいのある人もない人も、みんなが ”ニッコリ” 助け合い、”ホッ”と安心できるまちづくりを目指し、この助成制度を始めました。是非、ご利用ください！